

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月24日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530051

研究課題名（和文） 平和構築過程における国際刑事裁判・民事賠償メカニズムの複合的機能

研究課題名（英文） Interactive functions of international criminal tribunals and reparation mechanisms in a peace-building process

研究代表者

古谷 修一（FURUYA SHUICHI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：50209194

研究成果の概要（和文）：国際刑事裁判と民事賠償メカニズムは、政治的には密接に関係しているにもかかわらず、法的な連関は必ずしも明確ではなく、一つの制度として統合的に機能しているとは言えない。一方、国際刑事裁判所（ICC）の場合には、一つの制度内に両者を統合したことで、手続的な不整合はなくなっているが、あくまで刑事訴追を主としていることから、民事賠償の実質的な範囲が限定されるという課題を抱えている。

研究成果の概要（英文）：While the international criminal judiciaries and the reparation mechanisms are closely related with each other from the political point of view, it is hard to say that they constitute an integrated legal system. On the other hand, the International Criminal Court (ICC), which includes the reparation procedure in it, does not have any inconsistency as a system. However, since the main purpose of the ICC is to prosecute and try those who are criminally responsible for international crimes, it has the problem that the reparation provided by it is limited in scope.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：国際公法

1. 研究開始当初の背景

国際紛争や内戦が発生した国家・地域において、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などが多発する傾向は、冷戦終結後の国際社会に特徴的な現象である。これに対しては、犯罪を行った責任者個人を裁判し、処罰する国際刑事裁判制度が定着しつつある。旧ユーゴスラビア、ルワンダ、シエラレオネ、コソボ、東ティモール、カンボジアなどの特定国家・地域に関連するアド・ホックな裁判

機構に加えて、現在では常設的な国際刑事裁判所（ICC）が機能し、ウガンダ、コンゴ、スーダンなどの事態に関して捜査・裁判が実施されている。

他方、こうした刑事的な措置とは別個に、国際人権法・国際人道法違反の被害者個人が、その民事損害賠償を請求するための国際的なメカニズムも徐々に構築されてきている。イラク・クウェート「国連補償委員会」（UNCC）（1991年）、ボスニア・ヘルツェゴビナ「避

難民および難民の不動産請求権に関する委員会」(1996年)、コソボ「家屋および財産に関する請求権委員会」(1999年)、「エリトリア・エチオピア請求権委員会」(EECC)(2000年)、「イラク財産請求権委員会」(2004年)、「スーダン・ダルフル補償委員会」(2005年)などは、そうした例である。

ところが、こうした国際刑事裁判と民事賠償請求の国際メカニズムが、紛争終結後の国家・地域の再建や平和構築といった目的において、相互にどのような影響を及ぼしながら機能し、それが国内社会に対してどのような意義を持つのかに関しては、これまで国際法学からの研究はほとんど行われてこなかった。それは、一面で刑事責任と民事責任を峻別する国内法的な発想に影響を受けている側面があると同時に、刑事責任追及のために裁判制度が先行的に設置され、民事賠償に関するメカニズムの整備がまだ端緒にすぎたばかりの段階にあることに原因がある。実際、ICCという常設的な国際刑事裁判機構が創設されたことと比較して、たとえば常設的な国際補償委員会のような機構を設置する構想は、現段階では実現を期待できる段階にない。だが、限定的であるとは言え、国際刑事裁判が実施されている国家・地域において、平行して国際的な民事賠償メカニズムが機能し始めていることは事実であり、それらが一定の積極的または消極的な相互的作用・効果を持って機能していることは否定できない。そして、こうした刑事裁判と民事の賠償メカニズムは共に、紛争後の国家再建・平和構築において重要な役割を担っているのである。

2. 研究の目的

本研究は、平和構築過程において、こうした国際刑事裁判と民事賠償メカニズムとの間にどのような競合関係が存在し、また協調・協力関係が実現しているのかを、実証的側面と理論的側面の双方から検討することを目的としていた。具体的には、平和構築過程における国際刑事裁判と民事賠償メカニズムの関係性について、二つの側面から検討した。第一は、刑事裁判と民事賠償メカニズムの制度的・手続的な相互関係であり、第二はこれら二つのメカニズムの国内法制度に対する個別的あるいは統合的な影響である。

第一の側面については、二つの機能的なモデルを想定し、これらを分析枠組として、法構造の内実とその動態を考察した。第一は刑事手続と民事手続がその対象、手続、効果において競合的に機能し、このために相互の目的が阻害されることを防止する「競合回避的機能モデル」、第二はこれらの手続が、証拠の確保・評価、手続の部分的統合など、一定の協力関係を構築しながら機能する「協調的

機能モデル」である。具体的には、旧ユーゴスラビア、コソボ、イラク、スーダン・ダルフルにおける国際刑事裁判と民事賠償メカニズムを対象として、両モデルの観点から、刑事訴追の対象者と民事責任の範囲、刑事裁判における証拠・証人の民事手続における位置づけ、各々の手続において適用される国際法規範の異同などを横断的に比較分析し、これらの国家・地域において実際に両手続がどのように作用しているのかを検討した。

第二の側面については、国際刑事裁判および民事賠償メカニズムは、平和構築過程にある国家・地域の国内法制・司法制度の整備と並行して実施されることが多く、そこでは国際法規範の国内法体系への受容・転換、国内法規範の国際法規範レベルでの適用・参照、国内法規範と国際法規範の協調的調整など、国際法学の基礎理論に関連する現象が発生している。しかも、国際刑事裁判と国内法制、民事賠償メカニズムと国内法制の相互関係が問題となるだけでなく、第一の側面で指摘したような刑事と民事の競合回避機能と協調的機能が、国内法制のうえでも競合的・協調的に作用することになる。こうした現象の具体的な内容とその対応を、上記の国家・地域における国内法やその運用の検討をとおして解明することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 平成 21 年度は、主として国際的な民事賠償メカニズムに関する比較分析を行い、個人請求の処理プロセスについて、各々の手続的特徴と問題点を検討した。具体的には、

(a) 請求の法的基盤にある個人請求権の位置づけ、(b) 個人による直接的な請求提起と関係国家による一括提起のあり方、(c) 大量かつ同時期の請求に対応するための処理システムのあり方、(d) 補償金の配分方法といった点に関して、イラク・クウェート「国連補償委員会」(UNCC)、ボスニア・ヘルツェゴビナ「避難民および難民の不動産請求権に関する委員会」、コソボ「家屋および財産に関する請求権委員会」、「エリトリア・エチオピア請求権委員会」(EECC)、「イラク財産請求権委員会」、「スーダン・ダルフル補償委員会」の規程(設立文書)や手続規則の分析を行うとともに、それに至った審議過程について考察した。その際に、国連による国家再建・平和構築活動(PKO活動など)や国内法整備支援活動などとの関連性を念頭に、地域・社会における国際的なプレゼンスの特徴と補償のための国際手続の構造・動態との関係についても検討した。

(2) 平成 22 年度は、国際刑事裁判の視点から民事賠償メカニズムとの関係性について、比較分析を行った。具体的には、競合調整的機能に関連して、(a) 国際刑事裁判にお

いて有罪になった者の民事賠償責任の国際法上の位置づけ、(b) 刑事裁判における証拠・証人の民事賠償メカニズムにおける援用可能性、(c) 個人の刑事責任の立証が国家の損害賠償責任に及ぼす影響、(d) 真実・和解委員会 (truth and reconciliation commission) などの国際刑事裁判に代替する機構が、民事賠償メカニズムに及ぼす効果といった点につき、特に ICTY とボスニア・ヘルツェゴビナ「避難民および難民の不動産請求権に関する委員会」・コソボ「家屋および財産に関する請求権委員会」、イラク特別裁判所と「イラク財産請求権委員会」、ICC と「スーダン・ダルフル補償委員会」などを対象として検討した。また、ICC における被害者賠償制度に関連して、被害者の訴訟参加の手続に関する検討を行うとともに、ICC に付属する被害者賠償のための信託基金の組織原理と運用の実際について考察を行った。

(3) 平成 23 年度は、国内法制において国際刑事裁判と民事賠償メカニズムがどのように受け入れられているのかを検討し、具体的には (a) 国際刑事裁判および民事賠償メカニズムへの協力要請に関する国内法制度 (証拠の収集、証人の召喚など)、(b) 刑事判決と民事賠償判決の国内執行手続の異同と関連性、(c) 両手続の国内における刑事裁判・民事賠償訴訟に与える影響について、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、エチオピア・エリトリアなどの国内法制などを比較分析した。

4. 研究成果

(1) 近年に設置された補償委員会は、その設置の法形式において実に多様である。UNCC は安保理決議 687 を根拠としており、ダルフル委員会も同様の設置方式が念頭に置かれている。一方、コソボ委員会はコソボ国連暫定統治ミッション (UNMIK) の事務総長特別代表が制定する規則 (regulation) を法的根拠とし、またイラク委員会も同様に暫定統治機構 (Coalition Provisional Authority) の発布した規則 (regulation) に基づいている。これに対して、EECC とボスニア委員会は、紛争当事者間の和平協定に基づいて設置された点で共通している。こうした多様性は、委員会が設置される背景となる武力紛争の性格 (国際紛争、国内紛争あるいは混合的な紛争)、紛争終結に至る過程 (当事者の自由意思に基づく終結、国連その他による強制措置の結果としての終結など)、平和構築過程における第三者の関与の度合い (たとえば国連や第三国による暫定統治) といった、複数の要素の組み合わせによって生まれている。

一方、委員会の機能は、どのような損害に対して補償を行うのかという問題と密接に関連する。UNCC の場合、イラクによるク

エートの侵略と占領の結果生じた人的・物的損害が対象となっている。だが、留意しなければならないのは、UNCC において問題とされるイラクの国際法違反は、厳密には国際人道法 (*jus in bello*) ではなく、むしろ国連憲章 2 条 4 項を含めた武力不行使原則 (*jus ad bellum*) に関連する点である。もちろん、個々の私人や会社の損害の多くは、人道法にも違反するケースが多いことは事実である。しかし、UNCC はこうした個別のケースにおける違反の存否を審査していない。UNCC を設置した安保理決議 687 はすでにイラクに責任があることを宣言しており、いわば包括的にイラクの違反は認定されている。このため、UNCC は違反事実の存否を決定する司法機関というよりは、むしろ違反を当然の前提としたうえで、補償額を裁定する行政機関としての性格を持つ。

コソボ委員会とボスニア委員会は、紛争地域から逃走または強制的に移住を迫られた結果、本来所有していた住居や不動産を他人または国により不法に占有されたケースを審査し、正当な所有者に原状回復または補償を実現することを任務とする。いずれも、不動産の不法占有という国内的な事案を審理する点では人道法と無関係のように見えるが、これらの委員会が扱うのはいずれも、激しい民族差別や民族間の武力紛争を背景として、なかば強制的に不動産を奪われた被害者の請求である。その点では、ジュネーブ第 4 条約や二つの追加議定書の違反を含み、その多くは ICC 規程が定める人道に対する罪や戦争犯罪を構成しうるものである。同様に、イラク委員会は、フセイン政権下において、同政権への抵抗や民族・宗教を理由に、不動産を不法に接収された者の請求を審査することを目的としている。したがって、人権法上の違反とともに、人道に対する罪や集団殺害罪とも関連する要素を含んでいる。

これらとは対照的に、EECC の場合、和平協定が「1949 年のジュネーブ諸条約または他の国際法の違反を含む国際人道法の違反」から生じた損害に関する請求を審査すると明文で規定する。実際、EECC はこれまでに、ジュネーブ諸条約や慣習法としての人道法に照らして、捕虜や文民に対する違反行為に関する判決を下している。この点では、ダルフル委員会も同様な発想にあり、人道法違反の被害者救済を直接的な目的とする。しかし、この委員会が EECC と異なる点は、後者が人道法違反一般を問題とするのに対し、前者はダルフル地方で行われた「犯罪」を補償の対象としていることである。これは、勧告を行った国際審査委員会が、安保理による ICC への事件付託と抱き合わせて、補償委員会の設置を勧告していることに起因する。審査委員会の考えによれば、ICC が犯罪を行っ

た個人の責任を追及するのに対し、補償委員会は国家（あるいは反徒団体）の責任を追及する意義を持つ。こうした点で、ダルフル委員会、国際刑事裁判と民事賠償メカニズムが本格的に協働する可能性を示していると言えるが、現時点においては実際に設置される状況にない。

(2) 他方で、刑事裁判機構である ICC における被害者補償の制度は、以下のような特徴を有する。第一に、ICC 規程 75 条は、被害者に対する救済を、原状回復、補償、リハビリテーションなどを含めて、すべて「賠償」(reparation) として統合し、ICC 自らが被害者の損害の程度を算定して、有罪判決を受けた者に対して直接に賠償を命令するメカニズムを採用している。第二に、賠償手続は原則として、被害者個人の請求により開始される。しかも、75 条 3 項によれば、被害者本人またはその代理人が、賠償の裁定手続に直接関与することも認められている。

第三に、賠償にかかわる信託基金 (trust fund) の設置が挙げられる。信託基金は、二つの機能を持つ。第一は罰金または没収により集められた金銭・財産を供託する場としての役割 (79 条 2 項)、第二は「適当な場合には、裁判所は信託基金を通じて賠償の支払いを行うことを命令する」(75 条 2 項第 2 文) と規定するように、賠償支払いの中継者としての役割である。後者の役割は、とりわけ大量の被害者が発生した場合に重要である。手続証拠規則・規則 98 によれば、賠償の支払いは原則として被害者個々に対して実施される。

このような ICC における被害者賠償の制度は、その実施において国内法制と密接に関係する。ICC 規程 75 条 4 項は、被害者に対する賠償を実施する上で、ICC が 93 条 1 項に規定される国家の協力措置を要請することを想定している。たとえば、93 条 1 項 (k) によれば、締約国は国内法にしたがい、没収を目的とする保全のため、資産の所在確認、凍結、差押等を行うことに協力しなければならない。さらに、109 条は、締約国が国内法にしたがって、ICC による罰金あるいは没収の命令を執行すること、さらにこの結果として国家が得た財産・収益を、ICC に移送することを定めている。したがって、ICC における賠償の具体的な実施プロセスは、ICC が有罪判決を受けた者に直接に賠償命令を出すとともに、この者の資産が所在する関係締約国に資産の保全措置を要請する。締約国は、当該資産の没収を行った上で、これを ICC に移送するという経路になる。

(3) このように、国際刑事裁判と民事賠償メカニズムの機能には相当の相違点があり、これを同一機関で実施することには限界がある。とりわけ、ICC が被告人を限定する訴追戦略を採用していることに関連して、ICC

により訴追されない者の違法行為による損害については、別途賠償を実現する機関の重要性が指摘できる。他方、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、イラクの民事賠償メカニズムは、刑事裁判とは独立して手続が進行するメリットはあるが、証拠・証人の取扱いなど、刑事裁判と重複せざるをえない側面もあり、刑事と民事の二元的構造が機能の実効性を阻害する可能性があることも解明された。

(4) こうした検討の成果は、「国際補償委員会のモデル規程」(案)として結実し、その内容については International Law Association (ILA) の「武力紛争犠牲者に対する賠償に関する委員会」(Committee on Reparation for Victims of Armed Conflicts) の会合 (2011 年 9 月 21 日～23 日にドイツ・ハイデルベルグで開催) において報告を行い、国際的な民事賠償メカニズムに関する体系的な研究として高い評価を受けた。今後は、これまでの研究成果を踏まえ、2012 年 8 月に予定されるブルガリア・ソフィアにおける ILA の国際大会で、より体系的な研究報告を行うことが予定されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

①古谷修一「被害者救済の機関としての国際刑事裁判所」、芹田健太郎・戸波江二・棟居快行・葉師寺公夫・坂元茂樹編集代表『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』(信山社、2011 年 3 月)、451-476 頁、巻数無、査読無

②古谷修一「個人の国際責任と組織的支配の構造」『国際法外交雑誌』109 巻 4 号 (2011 年 1 月)、34-66 頁、査読無

③古谷修一「国際組織犯罪としての人身取引—人身取引議定書の特徴と国内実施」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』2 号 2009 (2010 年 3 月)、113-144 頁、巻数無、査読無

④ Shuichi Furuya, *The Principle of Complementarity in Reality: Who Actually Applies It and in What Way under the ICC System?*, in TERUO KOMORI AND KAREL WELLENS EDS., PUBLIC INTEREST RULES OF INTERNATIONAL LAW: TOWARDS EFFECTIVE IMPLEMENTATION (Ashgate, 2009), pp. 293-312. 巻数無、査読無

[学会発表] (計 1 件)

①Shuichi Furuya, “Model Statute of an *Ad Hoc* Compensation Commission”, International Law

Association, Committee on Reparation for
Victims of Armed Conflicts, 22 September 2011,
Heidelberg.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古谷 修一 (FURUYA SHUICHI)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：50209194